

食品安全委員会（第 7 1 0 回会合）議事概要

日 時:平成30年9月4日(火) 14:00~14:30
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか4名出席
傍聴者:報道 1名、行政機関 2名、一般 2名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1案件
動物用ワクチンの添加剤として使用する成分(6成分)
(農林水産省からの説明)
- ・飼料添加物 1品目
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

動物用医薬品1案件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとし、飼料添加物1品目については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「MCPB」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「テトラジホン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「テトラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ビフェナゼート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「MCPBエチルの一日摂取許容量(ADI)を0.012 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

「テトラジホンの一日摂取許容量(ADI)を0.013 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「テトラニリプロールの一日摂取許容量(ADI)を0.88 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「ビフェナゼートの一日摂取許容量(ADI)を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品「カルバリル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「カルバリルの一日摂取許容量（ADI）を0.0073 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

（３）食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成31年度）（案）について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成31年度）（案）について」は、一部の文言を修正して決定することとなった。